

東海市風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年9月25日

東海市長 花 田 勝 重

東海市条例第 37 号

東海市風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する
条例

東海市風致地区内における建築等の規制に関する条例（平成 26 年東海市条例第 48 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 13 号ウ中「第 64 条第 1 項第 2 号」を「第 20 条の 3 第 9 項」に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 10 月 1 日から施行する。